

等切拂候義可爲勝手次第候、

右之通京都最寄御領私領寺社領共不洩様可相觸候、

正月

〔地方凡例錄一下〕一山高之事

村中入會の山ありて、山稼をいたすに付、山高を請け、本途並の年貢を出して、村高に結び入、此山高の結びやうハ、檢地の節反別を改ることもなく、山稼の助成を見積り、納め来る役米、其村の免合等を見合せて高に直す、又村により新檢を請け、古檢の高に不足有之とき、古高ハ減じがたく、山稼も有之に付てハ、山高を請けて本高に合せおくこともあり、又ハ嶮岨巖壁等にて無之山ハ、反別を改め、田畠石盛の位に應じて、高に結ぶこともあり、是又下々畠山畠などいふ名目にて、實ハ畠にてハ無之、粗朶立木等の山あり、是等を山高とハ不申、畠高に入ることなり、

〔倭訓栞中編十三〕たてやま人を禁じて、草木を伐採ざるの山をいへり、西土に封綿上山といへる是也といへり、

〔塚本文書三十〕以上

和氣之郡山之儀、從當年札山に被仰付候間、即札を取、山へ入可申候、併斧伐堅停止に候、若拔札仕候者、なた、かま、牛馬之儀ハ不申及、其主曲事可申付候、於様子者、垂水半左衛門、多賀長九郎可申渡候也、

札山

たて山

山高

慶長九

三月廿七日

備前和氣郡

總百姓中

中村主殿助

正勝花押